

社会保障改革委員会（門脇英晴委員長）提言

「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」

社 会保障改革委員会（門脇英晴委員長）は4月3日、提言「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」を発表した。持続可能な社会保障制度に向けた抜本改革は喫緊の課題である。一方、経済社会が大きく変化

変化に伴い、能力や成果に基づいた競争下に置かれている。さらに、雇用、家族の形態の多様化も相俟って、個人にとっての新たなリスクが発生しており、それに対する公的支援のあるべき姿も変化している。そこで当委員会では、今後の

社会保障の制度設計においては、①自助の精神と公平性の重視、②制度としての持続性、③経済の成長に資すること、④給付サービスと行政の効率化につながることを基本的考えとし、活力ある経済社会を支える社会保障制度のあり方について提言をまとめた。

提言の概略

本提言の趣旨 少子高齢化社会の進展と経済社会の変化に対応した社会保障制度の構築に向け、抜本的改革実現のための提言を示す。

I 本質的課題の認識

1. 人口構成の歪みによる社会保障制度への影響

- ・2006年12月発表の「日本の将来推計人口」（中位推計）により、少子高齢化、人口減少が一層深刻化していくことが判明。
- ・今後も社会保障給付費の伸び率は、経済の成長を上回って増加。

2. 変化する経済社会と社会保障制度との乖離

- ・雇用流動化、雇用形態の多様化、ライフスタイルの変化等に社会保障制度が対応していない。

II 経済社会が期待するあるべき社会保障

これからの社会保障の制度設計における基本的な考え方

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ①自助の精神と公平性に基づく社会保障制度 | ③経済の成長に資する社会保障制度 |
| ②財政的に持続可能な社会保障制度 | ④給付サービスと行政の効率化につながる社会保障制度 |

III 抜本的・一体的改革の実現に向けて

年金制度

全額目的消費税で賄う新基礎年金制度により、老後の生活におけるナショナル・ミニマムを保障する。

1. 新基礎年金の給付額（7万円）の妥当性

- ・高齢単身世帯（無職）の生計費（住居、保険医療サービスを除く）を用いて検討すると妥当性がある。また、現在の基礎年金給付額と比較した場合、生活保障額として優れている。

2. 生活保護制度との連携

- ・医療扶助に加え、住宅扶助を単給化し、必要に応じて新基礎年金と併せて給付可能にする。

新基礎年金

+

医療扶助

住宅扶助

7万円

必要に応じて給付

*住宅扶助として、居住地域に応じて家賃を給付する

3. 第三号被保険者制度、ならびに遺族の生計との関係

- ・新基礎年金制度は、個人単位的生活保障であることから、第三号被保険者制度は廃止になる。
- ・高齢夫婦世帯で夫（妻）が受給していた新基礎年金を遺族年金としては受給できないが、遺族の生計費が不足する場合は、生活保護制度、児童扶養手当制度の枠組みで対応する。

4. 新基礎年金給付額と年金目的消費税率の推移

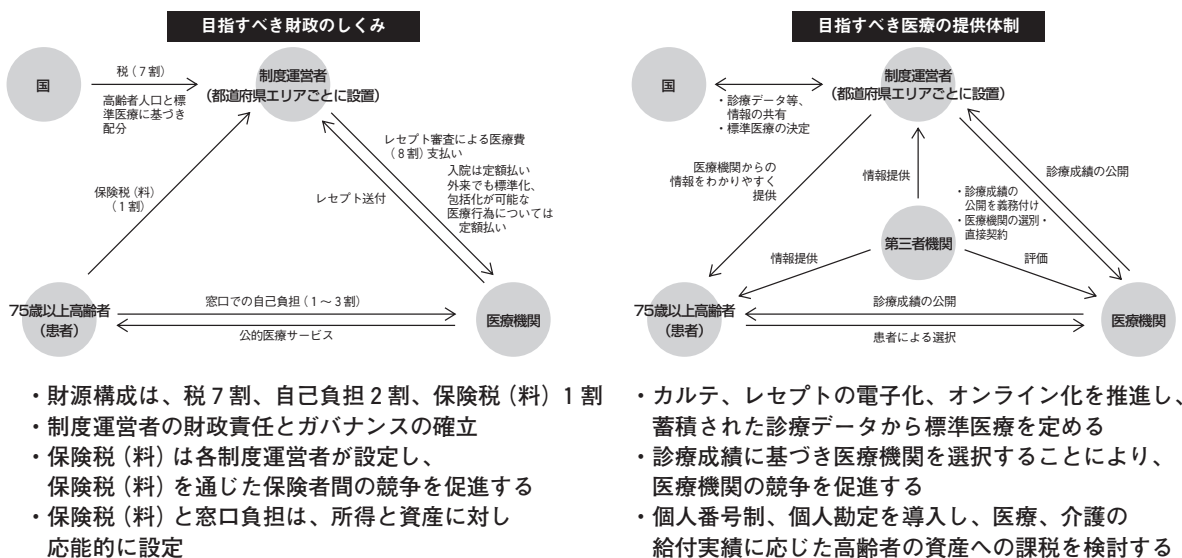
- ・新規裁定、既裁定ともに物価スライドを適用して生活水準を保障する
- ・年金目的消費税率は、2010年代から2050年にかけて、9～10%で推移
- ・2020年の給付額（1人月額）は約78,900円、給付総額は約34兆円、2030年の給付額（1人月額）は約87,100円、給付総額は約38兆円

5. 厚生年金の報酬比例部分の民営化

- ・民営化への移行は賦課方式から積立方式への変更に伴う「二重の負担」の問題
- ・「公的年金積立金の効率的な運用」「年金支給開始年齢の引き上げ」「高齢者雇用の促進策の展開」等の移行政策の組み合わせによって対応していく。

75歳以上の 高齢者医療制度

独立した高齢者医療制度で適正な医療サービスを提供。
診療報酬体系には標準医療の設定を前提に、入院、外来ともに定額払いを拡大する。



介護・子育て 支援

現役世代の活力を経済成長に注ぐために、介護・子育てと就労との両立支援や、若年世代の就労支援を通して、労働市場への参加を促す。

1. 介護保険制度における給付費の抑制と今後の介護サービスのあり方

- ・重度の利用者向けサービスに給付を重点化し、自己負担割合は2割にする。
- ・医療との連携強化、介護度の進行に応じた継続的なケア等、良質な介護サービスの効率的な提供。

2. 就労継続のための子育て支援策

- ・基礎年金部分と医療保険の保険料における事業主負担分の抑制→企業独自の育児支援拡充へ。

3. 若年世代の就労支援

- ・労働可能な生産年齢層の生活保護受給者に対しては、短期自立を促す。
- ・特定扶養者控除を廃止し、学生の扶養者に対しては教育費控除を認める。
- ・公的教育を強化することで、家計の負担の軽減、社会の安定、優秀な人材の育成等を図る。

社会保障行政の 効率化

社会保障に個人番号制度を導入し、年金、医療、介護、生活保護の給付における一体的改革を進める。

- ・導入に際しては、セキュリティに関する環境整備を前提とする。
- ・個人番号には、住民基本台帳ネットワークによる住民票コードを活用する。

市場主義・民間主導社会のあるべき姿を考える委員会（氏家純一委員長）提言

「市場機能及び民間活力重視の姿勢の貫徹」

市場主義・民間主導社会のあるべき姿を考える委員会（氏家純一委員長）は3月28日、提言「市場機能及び民間活力重視の姿勢の貫徹」を発表した。

経済同友会における市場主義・民間主導社会重視の姿勢は、

当初よりルール重視や企業の責任の認識を伴うものである。これまでも提言等を通じて、コーポレート・ガバナンスやCSR等の重要性および、それらに関連する問題克服の枠組みづくりを率先して提唱してきた。

本提言は、これまでの経済同

友会の提言を踏まえつつ、引き続き政策運営および企業経営において、市場機能および民間活力重視の姿勢を貫徹していくところだが、わが国経済が今後直面する問題に対峙していく上で不可欠であることを主張するものである。

提言の概略

I 市場主義・民間主導社会への批判が意味するもの

◇昨今の市場主義批判の問題点

- ・昨今の市場主義批判……いわゆる「拝金主義」や「市場万能主義」と同一視した言説に過ぎない場合が多い。
- ・「官から民へ」に対する批判……「親方日の丸体質」や「税金のムダ使い」等、特殊法人改革や官製市場の民間開放が進展してきた経緯等を閑視。
- ・リストラ問題、格差の問題……既得権を維持しようという立場から、市場機能や民間活力の活用の弊害を殊更に強調しようとする意図が窺われる場合も。

共感される市場主義のために

わが国においては市場機能や民間活力を活用することの重要性が、現時点では国民に未だ広く共有される段階に至っていない。「市場」や「民間」という言葉を一人歩きさせるのではなく、その原点に立ち返って再確認することが必要。

II 市場及び民間重視の原点とは

◇「市場」と「民」は相対的概念

- ・市場といっても絶対的な概念ではなく、様々な形態の市場がある。
- ・官か民かという問題も、PFI事業やボランティアNPO等による活動も踏まえ、相対的に捉える必要がある。

◇原点としての選択と競争

①個の自由な選択が重視される経済・社会運営を目指す ②公正な競争を尊重していく

個の自由な選択が妨げられている分野はどこか、公正な競争が十分に機能していない分野はどこか、といった問題設定であれば、より建設的な議論につながりやすい。

III 選択と競争なくして成長なし

◇選択と競争が生産性向上を生む

巨額の公的債務残高
人口減少・少子高齢化
活発化していくグローバル競争

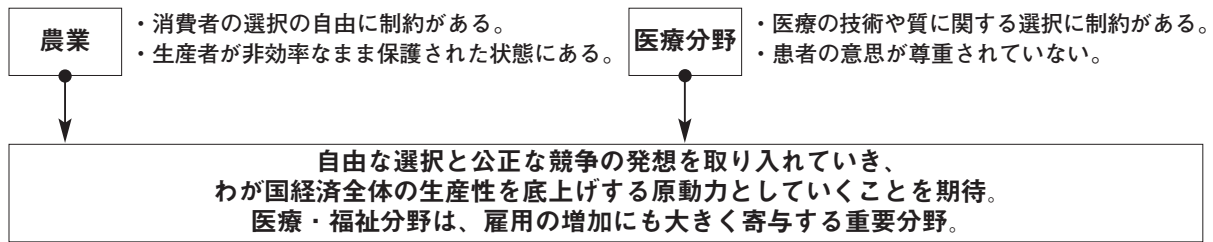
等

生産性向上が不可欠

生産性向上を促す基本的なエンジン
選択と競争

◇農業及びサービス分野の改革がカギ

わが国の就業者全体に占める第一次産業の就業者比率は、他の先進国よりも大きく、また第三次産業の就業者の比率は6割を超えている。従って、これら分野の生産性の低さは、わが国経済にとって深刻な問題である。



IV 市場重視・民間重視がもたらしうるリスク

◇格差問題、情報の非対称性、短期主義

我々の目指す競争促進とは、参加者が切磋琢磨していくことを通じて、生産性の向上がもたらされ、結果、経済成長の底上げにつながることを期すものであるが、そのリスクの可能性について軽視するものではない。

格差問題

若年層における未就業者、非正規雇用の問題も生じており、格差を固定化させない配慮

情報の非対称性

市場における行動の判断に不可欠な情報の入手や理解において劣後する人々が拡大しないよう配慮

短期主義

経営者は中長期的な価値向上の視点を失ってはならない

◇リスクへの過剰反応にも注意すべき

- ・リスクに対して過剰に反応することで、ベネフィットまで大きく犠牲にするような事態は避けるべき。
- ・市場機能や民間活力をさらに徹底させることは、リスクを低下させる効果もあるという認識が必要。

V 官の役割

◇情報開示と競争政策、規制改革の促進

- ・選択の自由の促進 …… 情報開示ルールや高度情報インフラの整備。
- ・競争の促進 …… 競争のルールを明確化し、環境変化に応じてこれを適切に改変。
- ・公正な競争や選択の自由が制限されている分野について、徹底した見直し。
(※ただし、民の安易な官依存は避けるべき)

VI 民の役割

◇選択と競争の実践

- ・選択の自由の尊重 …… 自主的な情報開示。
- ・「甘え」の体質との訣別。
- ・公正な競争の重要性に対する深い認識と日常の企業活動における実践。

◇出発点とすべき民の自己規律

近年、多発している企業の様々な不祥事は、市場主義・民間主導社会に対する疑念や批判を生みだしている。

- ・個々の企業の倫理規定や行動規範の確立・順守。
- ・業界や取引参加者による、自主的なルール作りや監視体制の導入。

◇マスコミへの期待

マスコミには、わが国の経済的繁栄の礎が、民間主導の市場経済にあることを冷静に評価し、客観的な情報発信の姿勢を堅持していくことを期待。

格差を考える委員会（斎藤博明委員長）提言

「これからの経済社会を展望した格差議論を」

格差を考える委員会（斎藤博明委員長）は3月29日、提言「これからの経済社会を展望した格差議論を」を発表した。

2006年、「格差」は国民の一大関心事となったが、今のところ噛み合った議論が行われているわけではない。その理由の第一

は、議論に必要な共通の土台が整っていないことがある。国会の論戦でも、OECDの対日経済審査報告書を引用しながら与野党で解釈が分かれている。第二に、「格差」という言葉が、多種多様な概念を包摂していることがある。経済的格差（主に所得）

を指す場合が多いとしても、一括りに議論することはできない。

そこで本委員会では、この問題について、今後のわが国の政策課題や、社会や個人のあり方と照らして考え、本提言では、主に家計や個人の所得を中心とした経済的格差の問題を扱った。

提言の概略

I 格差議論を整理する

1. 格差拡大を示す指標

- ・指標は確かに所得格差の緩やかな広がりを示しているが、このことからだけでは昨年来からの格差議論の急激な高まりを十分に説明し切れていない。問題の整理と分析が不可欠である。

2. 格差がなぜ議論されるか—格差「感」と価値観

①格差「感」が高まる背景

- ・各種世論調査から国民の間に格差拡大の意識が強まっている。本提言ではその意識を格差「感」と呼ぶ。
- ・長期の経済停滞を経て、グローバル化などの大きな環境変化に直面する中、格差「感」は強まらざるを得ない。

②経済的格差を見る価値観

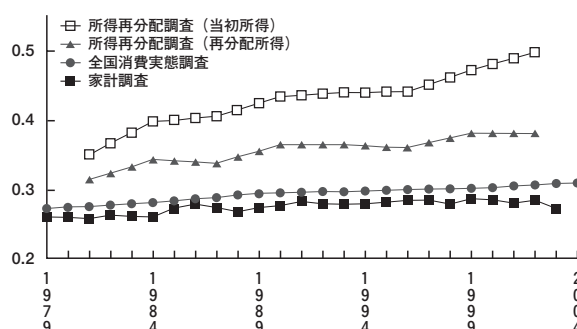
- ・我々は、公正な競争の結果としての格差については、経済活力の源泉として是認されるべきという立場をとる。
- ・しかしながら、政策対応が必要な格差があることは否定しない。

3. 対応が必要な格差とは

- ①機会の平等が確保されていないこと
- ②不公正があること
- ③固定化すること

以上の三点は、格差が問題となる場合として、社会的にも合意を得ることが可能と考える。

■ジニ係数の推移



出所：内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」（2006年1月19日）
（原出所）厚生労働省：所得再分配調査、総務省：全国消費実態調査、家計調査

II 格差に対応する

1. 持続的な経済成長を目指す

- ・経済成長によってパイが拡大することで、結果として全体の所得が底上げされ、格差「感」が緩和。
- ・経済が持続的に成長する下では、就業やビジネスの機会拡大もあるため、努力次第で「いつでも追いつける、あるいは逆転できる」という将来への期待が持ちやすい。
- ・財政健全化の観点から、財政再建のためには持続的な成長が必要条件。

2. 政策・制度によるサポート

①再チャレンジ支援関連

- ・安倍政権の「再チャレンジ支援総合プラン」は、誰でも、何度でもチャレンジが可能な社会を創り上げる第一歩の政策として評価できる。
- ・効果的な実施を図るためにも、まずは政策の広報を徹底させることが肝要。
- ・企業側へのインセンティブの付与。

②セーフティ・ネット—生活保護を中心に

- ・将来的には、米国などで採用されている生活保護と所得税を統合させるような仕組み（「負の所得税」の考え方）の導入を検討する必要がある。

③教育関連—職業能力開発、職業意識の涵養、奨学金制度

- ・職業訓練の一部は市場化テスト（官民競争入札）の対象となっているが、更なる官製市場の開放を通じて、より効果的な訓練が行われるようになることが望ましい。
- ・高度な人材育成に資するような長期のインターンシップについて産・学で連携する余地がある。
- ・各種奨学金の返済時の負担の軽減策を検討すべき。

3. 企業の責務を考える—非正規雇用を中心に

①経営者のチャレンジが問われる

- ・多様な雇用形態の提供と、それに合わせた人材マネジメント能力。

②具体的な対応

- ・パフォーマンスに応じた報酬体系。
- ・非正規雇用の正規雇用への転換制度の創設。
- ・OJT、OFF-JTの実施、能力開発。
- ・採用段階の改革（人物本位・実力本位の採用、職務内容の明確化）。

③その他留意点

- ・CSRの観点からの格差問題への取り組み。（例：NPO活動への参加・協力）

III おわりに

格差を巡る議論はまだ混乱が続けている。我々は、構造改革の継続と市場主義の貫徹が必要と考えているが、一方で、経済の効率性は実現できたとしても、公平性まで実現できるとは限らない。経済は基本的に人間のためにあることを考えれば、経済効率性の向上と公平性の確保の両立を、我々経営者側も目指すべきである。

■参考：所得格差を示す指標について

1. 相対的貧困率

○解説

OECD報告書の場合、中位所得の50%以下の世帯が占める割合。（調査によって60%基準など様々な基準が用いられる）

○特徴、問題点など

中位所得水準に所得分布が集中するという格差が小さいケースでも、相対的貧困率は高い数値になり得る。

2. ジニ係数

○解説

所得分布などの不平等度を表す指標。0から1の間の数値で示され、1に近づくほど格差が大きい。

○特徴、問題点など

利用する所得データによって係数が大きく変動する。
 単身世帯のジニ係数は高まる傾向（世帯人員による所得の変動）。
 →比較のために、世帯所得を世帯員数の平方根で除し、個人ベースの「等価可処分所得」を用いることが多い。

OECD対日経済審査報告書2006年版より
 （労働年齢人口の等価可処分所得での比較）

相対的貧困率		
1	米 国	13.7
2	日 本	13.5
3	アイルランド	11.9
4	イタリア	11.5
5	カナダ	10.3
6	ポルトガル	9.6
7	ニュージーランド	9.5
8	英 国	8.7
9	オーストラリア	8.6
10	ドイツ	8.0

ジニ係数（100倍）		
1	米 国	34.6
2	イタリア	34.5
3	ニュージーランド	33.0
4	英 国	31.9
5	日 本	31.0
6	カナダ	30.5
7	オーストラリア	29.5
8	ドイツ	27.2
8	フランス	27.2
10	ノルウェー	26.0
10	フィンランド	26.0

数値は2000年の値。ただし、オーストラリアは1999年、ドイツ、ニュージーランドは2001年の値。データ原出所：Michael Foster and Marco Mira d'Ercole (2005)
 "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s"
 OECD SOCIAL, EMPLOYMENT AND MIGRATION WORKING PAPERS No. 22
 日本のデータは厚生労働省の「国民生活基礎調査」を利用